

令和5年度

社会福祉法人指導監査結果報告書

---

印西市

福祉部社会福祉課



## 1. 指導監査の概要

指導監査は、社会福祉法人に対して、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的として、関係法令や通知等に基づき実施しております。

令和5年度の指導監査については、前回の指導監査の結果等を鑑みるとともに、「印西市社会福祉法人指導監査実施計画」により「社会福祉法人指導監査実施要綱」、実施要綱別紙「指導監査ガイドライン」及び「印西市社会福祉法人指導監査実施要領」に基づいて実施しました。

## 2. 指導監査の結果

### 1 指導監査における評価基準

指導監査を行うにあたっては以下の評価基準を設け、すべての事項について、法人に対して文書により通知しました。

文書指摘事項	関係法令又は通知等に抵触しており、その内容が比較的著しい事項。すみやかな改善が必要。結果通知後1か月以内に、「改善報告書」の提出が必要。
口頭指摘事項	関係法令又は通知等に抵触しているが、その内容が比較的軽微な事項。すみやかな改善が必要。次回の指導監査において改善状況を確認する。
助言事項	不備の程度がより軽微な事項及び社会通念に照らして改善が望まれる事項。

### 2 指導監査の実施状況及び改善指導件数

令和5年度は印西市所管法人10法人のうち2法人に対して指導監査を実施しました。指摘件数は以下のとおりです。

印西市所管の 社会福祉法人数	令和5年度 実施法人数	指 摘 件 数 (件)		
		文書指摘件数	口頭指摘件数	合 計
10	2	0	1	1

### 3 指 摘 の 内 容

指摘内容は以下のとおりです。

- **監事の職務・義務について、監査報告書を作成した日が記載されていなかった。**

監査報告においては、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の27に規定されるとおり、監査報告を作成した日を記載する必要があります。